

○射水市農村環境改善センター条例

平成17年11月1日

条例第177号

改正 平成18年3月22日条例第21号

平成26年3月20日条例第2号

平成26年9月19日条例第42号

平成30年12月21日条例第35号

(設置)

第1条 農村生活の環境改善、健康増進及び地域連帯感の醸成を図るため、農村環境改善センター(以下「改善センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 改善センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
新湊農村環境改善センター	射水市鏡宮301番地
大門農村環境改善センター	射水市串田1395番地
大島農村環境改善センター	射水市大島北野252番地

(職員)

第3条 改善センターに所長その他必要な職員を置くことができる。

2 所長は、市長の命を受けて業務を処理し、所属職員を指揮監督する。

(開館時間)

第4条 改善センターの開館時間は、別表1のとおりとする。ただし、市長が必要であると認めるときは、これを繰り上げ、又は延長することができる。

(休館日)

第5条 改善センターの休館日は、別表2のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

(使用の許可)

第6条 改善センターの使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用の不許可)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、改善センターの使用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物又は附属設備を破損するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治団体又は宗教団体の行う事業等に使用すると認められるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、使用を制限し、又は退去を命ずることができる。

- (1) この条例に違反したとき。
- (2) 前条第1号から第4号までの各号のいずれかに該当する行為があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

(使用の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、改善センターの使用を制限することができる。

- (1) 許可なく物品を販売し、又は寄付金の募集を行う者
- (2) 風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

(使用料)

第10条 改善センターの利用者は、別表3に定める額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第11条 市長は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第12条 既に納付した使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めでない理由により、使用することができなくなったとき。
- (2) 市長の都合により、使用の許可を取り消したとき。
- (3) 使用の許可取消し又は変更を願い出たものについて、市長が相当の理由があると認められたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長において特別の理由があると認めたとき。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、施設等の使用が終わったときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償の義務)

第14条 使用者は、施設等を破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、これを減額し、又は免除することができる。

2 使用者の過失による心身事故及び物損事故の発生について、市長は一切の補償並びに賠償の責めを負わない。

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に改善センターの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第16条 前条の規定により指定管理者に改善センターの管理を行わせる場合に、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 改善センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 改善センターの使用の許可に関する業務
- (3) 改善センター使用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、改善センターの管理に関し市長が必要と認める業務

2 前項の場合における第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条及び第14条の規定の適用については、第4条の規定中「市長が必要であると認めるときは、これを」とあるのは「指定管理者が必要であると認めるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを」と、第5条の規定中「市長が必要と認めたときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めたときは、市長の承認を得て」と、第6条、第7条、第8条、第9条及び第14条第2項の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第17条 指定管理者は、法令、条例その他市長の定めるところに従い、適正に改善センターの管理を行わなければならない。

(利用料金)

第18条 第15条の規定により指定管理者に改善センターの管理を行わせることとした場合

において、使用者は、第10条の規定にかかわらず、指定管理者に利用料金を納めなければならない。

- 2 利用料金は、別表3に掲げる金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定める。
- 3 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。
- 4 指定管理者は、規則で定めるところにより利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、第12条の規定を準用し、利用料金の全部又は一部を還付することができる。この場合において、同条第2号及び第3号中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、改善センターの管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の新湊市農村環境改善センター条例(平成9年新湊市条例第2号)、大門町農村環境改善センター設置条例(平成元年大門町条例第3号)又は大島町農村環境改善センター設置条例(平成10年大島町条例第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月22日条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の射水市農村環境改善センター条例第15条の規定により、改善センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が改善センターの管理を行うこととされた期間前に第6条の規定によりした許可又は同条の規定によりなされた申請は、当該指定管理者がした許可又は当該指定管理者になされた申請とみなす。

附 則(平成26年3月20日条例第2号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置の原則)

- 2 次項から第11項までに定めるものを除くほか、この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、次に掲げる規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1)から(5)まで 略

- (6) 第12条の規定による改正後の射水市農村環境改善センター条例第10条の規定

附 則(平成26年9月19日条例第42号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月21日条例第35号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置の原則)

- 2 次項及び第4項に定めるものを除くほか、この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、次に掲げる規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1)から(8)まで 略

- (9) 第11条の規定による改正後の射水市農村環境改善センター条例第10条の規定

別表1(第4条関係)

名称	開館時間
新湊農村環境改善センター	午前9時から午後9時まで
大門農村環境改善センター	午前9時から午後9時まで
大島農村環境改善センター	午前9時から午後9時まで

別表2(第5条関係)

名称	休館日
新湊農村環境改善センター	<ul style="list-style-type: none">毎週火曜日(当日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)に当たるときは、その翌日)年末年始(12月28日から翌年1月3日まで)

大門農村環境改善センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎週月曜日 ・ 祝日法による休日の翌日 ・ 8月14日から8月16日まで ・ 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)
大島農村環境改善センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎週火曜日(当日が祝日法による休日に当たるときは、その翌日) ・ 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

別表3(第10条関係)

1 新湊農村環境改善センター使用料表

区分	使用料(1時間あたり)
洋室会議室	600円
和室研修室A	450円
和室研修室B	310円
農業情報室	310円
営農相談室	310円
伝統芸能伝習室	450円
陶芸創作室	670円
展示コーナー	600円

備考 1時間未満の端数は、1時間として計算する。

2 大門農村環境改善センター使用料表

区分		使用料 (1時間あたり)	
多目的ホール(個人の場合にあっては、 大門コミュニティセンター内トレーニングルーム使用を含むものとする。)	専用	800円	
	個人	一般(高校生以上)	150円
		中学生以下	無料
1階生活改善実習室		310円	
相談室		310円	
1階研修室		450円	
2階会議室(小)		310円	
2階会議室(大)		450円	

備考

- 1 団体使用の計画がある場合は、団体使用を優先する。
- 2 1時間未満の端数は、1時間として計算する。

3 大島農村環境改善センター使用料表

区分		使用料 (1時間あたり)	
多目的ホール	専用	800円	
	個人	一般(高校生以上)	150円
		中学生以下	無料
洋室会議室		450円	
農事研修室		450円	
和室会議室		600円	
農産加工実習室		600円	

備考

- 1 農産加工実習室の使用料は、ガス使用料金を含むものとする。
- 2 1時間未満の端数は、1時間として計算する。